

消防署から緊急のお知らせ

令和3年4月14日(水)、練馬消防署管内で

住宅火災による死者が 発生しました

※写真は今回の火災現場ではありません。

鳴りますか？住宅用火災警報器



交換目安は10年です！

平成22年4月より、すべての居室・台所・階段に設置が義務付けられています。

問合せ先 練馬消防署警防課 防災安全係

TEL 03-3994-0119(内線321・323)

